

国民健康保険

後期高齢者医療制度のお知らせ

国民健康保険料の改定

国民健康保険料率が右表のとおり改定されました。

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線 2 3 7 4

国民健康保険率

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割料率	7.17%	2.42%	1.87%
均等割額	4万5000円	1万5100円	1万6200円
限度額	65万円	22万円	17万円

後期高齢者医療制度 令和5年度保険料

令和5年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

令和5年度 保険料の計算方法

保険料は、定額を負担する均等割額と前年の所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline \text{4万6400円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額*} \\ \hline \times \text{所得割率} \mathbf{9.49\%} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額 (年額)} \\ \hline \mathbf{100円未満切捨て} \\ \hline \text{(限度額} \mathbf{66万円)} \\ \hline \end{array}$$

*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額2400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、表1の軽減が適用されます。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (29万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (53.5万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります
 ※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います
 ※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を表2のとおり軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

問合せ

- ▶ 制度全般に関すること…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519
- ※IP電話の方は☎03(3222)4496へ。(土・日・祝等を除く、午前8時30分～午後5時)
- ▶ そのほかの相談等…国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148

脳ドックの受診費用を助成

問合せ 国保年金課管理係 ☎内線 2 3 7 2

対象

受診時に40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で保険料の未納がない方
 ※前年度に同助成を受けた方は不可

助成額 受診費用の2分の1

限度額 2万円

※医療機関の指定はありません。医療機関・受診日・受診費用の決定後、申請してください

脳ドック^{アンド}健康診査コラボキャンペーン

脳ドック受診費用の助成を受けた方で、9月末までに健康診査を受診する等の条件を満たした方に、区内共通お買い物券500円分を差し上げます。条件等の詳細は、区役所1階国保年金課および各区民事務所で配布するチラシや荒川区ホームページをご覧ください。

「個人情報保護に関する法律」が改正されました

区ではこれまで、個人情報の取り扱いのルールや、自身の個人情報の開示等を求める権利等を、区の条例で定め、適切に運用してきました。

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、4月1日以降は、法律が区に直接適用されるため、これまでの条例を廃止し、法律に基づき、個人情報を保護します。

なお、個人情報の取り扱いや運用に大きな変更はありません。区では引き続き、皆さんの個人情報を適切に保護し、適正に事務を執行していきます。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 1

スマートフォン等で税・保険料等の口座振替登録ができます

税・保険料等の口座振替手続きを、スマートフォン・パソコンで行えるようになりました。登録方法等の詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。

※登録には「荒川区Web口座振替受付サービス」または「AIRPOST」のサービスを利用します。なお、登録方法によって、利用できる金融機関が異なります



登録可能な税や保険料等・問合せ

- ▶ 特別区民税・都民税 …………… 税務課税務係 ☎内線 2 3 2 6
- ▶ 介護保険料 …………… 介護保険課資格保険料係 ☎内線 2 4 4 1
- ▶ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 …… 国保年金課保険料係 ☎内線 2 3 8 7
- ▶ 学童クラブ保育料 …………… 児童青少年課児童事業係 ☎内線 3 8 3 5
- ▶ 保育園保育料 …………… 保育課入園相談係 ☎内線 3 8 2 5